

「クリーン大作戦」実施要領

1. 目的

各自治会でまちをきれいにすることで、きれいで住みよいまちづくりの推進を図ります。

2. 回収ごみの持込み等

活動に伴い発生したごみは、計画書提出時にお渡しするごみ袋に入れ、総合環境センターへお持ち込みください。※投棄されたごみは汚れているため分別は不要です。

クリーン大作戦のため、各家庭から出たごみや公民館・コミュニティセンター等の備品のほか、土類・液体類は回収できませんのでご了承ください。

3. 「クリーン大作戦」

実施日：令和7年11月9日（日）雨天中止

中止の場合は、実施計画書に記載の連絡先（携帯）に午前7時頃にご連絡いたします。

4. 受入れ時間

クリーン大作戦に伴うごみの受入日時

実施日：令和7年11月9日（日）8時30分～11時

5. 実施計画書の提出

「クリーン大作戦」にご協力いただける場合は、同封の「実施計画書」を実施日の1ヶ月前までに亀山市総合環境センター4階（環境課環境創造グループ）へご提出ください。実施計画書提出時に、搬入台数分の持込証と参加者予定人数分のごみ袋をお渡しします。

なお、本年度から活動に対するお礼については取り止めましたのでご承知おきください。

自治会員への周知用に、同封の回覧文書「クリーン大作戦」をご利用ください。

また、英語版とポルトガル語版の回覧文書も各一部同封いたしましたので、必要に応じご利用ください。

6. 持込証の発行

実施計画書の提出により、搬入車両台数分の持込証を発行します。持込証は、ごみを持ち込む際に必ず必要となります。

※「持込書」のコピーによる搬入はできません。

なお、運搬車両のない自治会は、事前に環境課環境創造グループ〔総合環境センター4階 電話：96－8095〕へお問い合わせください。

7. ごみの持ち込み方法

ごみの持ち込みは、受入時間内に「持込証」を持参のうえ、各自治会でお持ち込みください。

活動が終了しましたら、最終持込時に計量棟の職員へ持ち込みが終了した旨を報告し、持込証をお渡してください。

また、つた、つるにつきましては、必ず50cm以下に切ってから搬入してください。

なお、この活動において、「個人の特定ができるものが含まれるごみ」及び「家電リサイクル法対象品（テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）」の不法投棄物を発見した場合は、不法投棄されている場所とその内容を別紙「不法投棄物報告書」に記入し、自治会長の署名のうえ環境創造グループへご提出ください。

この場合、現場確認と調査を行いますので、不法投棄物はそのまましておいてください。

なお、「個人の特定ができるものが含まれるごみ」及び「家電リサイクル法対象品」の不法投棄物がない場合は、別紙「不法投棄物報告書」は提出不要です。

8. その他

作業は、けがなど事故の無いように十分注意してください。万が一、けがなど事故が発生しましたら、保険が適用される場合がありますので、自治会長を通じて環境課環境創造グループへご連絡ください。

なお、保険の申請を行う場合に参加者名簿が必要となりますので、必ず参加者名や人数等を把握しておいてください。

「クリーン大作戦」実施計画書

令和 年 月 日

亀山市長 様

自治会名：

自治会長：

連絡先：()

携 帶： — —

実 施 日	令和 7 年 11 月 9 日 (日) 午前 時 分から 午前 時 分まで
実 施 場 所	
参 加 者 数	人 (予定)
実 施 内 容	
ごみ運搬方法	1. 当日、総合環境センターへ搬入する。(台) 2. その他 ()
備 考	

※ご協力いただける場合は、実施日の1ヶ月前までに、亀山市総合環境センター4階（環境課環境創造グループ）へご提出ください。

担当：環境課 環境創造グループ

TEL 96-8095